

業務委託仕様書

1. 委託業務の名称

趣味を通じ「探求の最前線」を目指した自走可能なコミュニティ創出事業

2. 事業の目的及び概要

東日本大震災・福島第一原子力発電所事故から15年が経過したが、特に甚大な被害を受けた福島12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村：以下、「12市町村」という。）では、未だ帰還できていない事業者と住民が存在し、震災前の活力を取り戻せていない。

公益社団法人福島相双復興推進機構（以下「機構」という。）では、事業再開及び帰還促進と並行し、なりわいや賑わいの再生・創出を目的に、交流・関係人口の拡大に向けた様々な取組みを実施している。これらの取組を通じて、関係人口の創出やコミュニティ形成が進みつつある。

機構はこれまで、関係人口創出に関する取組みの中で、12市町村でのフィールドワーク等を実施してきたが、地域側（教える側）と関係人口側（教えられる側）という上下関係（非対称性）が残り、関係人口側が受動的になりがちであった。また、12市町村を被災地として認識しすぎるあまり、継続する日常として当該地域を落とし込めていない点が課題であると認識している。

そこで、本事業では、12市町村と県内外の市井の人々を、「好き」や「偏愛」を起点にした共通のテーマに基づく知的好奇心で繋ぐ「部活動」を通じ、12市町村を舞台に探求を続ける生涯の仲間づくりにつなげることで、個人間の関係性の深化と良質な関係人口コミュニティ創出を目指す。

3. 業務内容

受託者は、上記の目的を踏まえた上で、以下（1）～（8）の業務を行う。なお、受託者の創意工夫により各実施項目の更なる成果を見込める場合、機構と予め協議し、機構の承認が得られた場合、異なる内容を実施することも可とする。

（1）テーマの選定と部活動の創部

受託者は、本事業を通じて12市町村内（福島県内）・県外の市井の人同士によるコミュニティを創出するために、12市町村に根付く暮らしや文化、産業等の背景を加味したテーマを3つ選定し、テーマごとに部活名を設定の上、3部を創部する。テーマについては次の要件を満たすこととし、うち1テーマについては「昆虫、生き物、里山」に関するテーマを必須とする。選定に当たっては、機構と十分に協議を行うこととする。

- a. 12市町村内で代々受け継がれている文化や伝統、産業などに着眼したものであること。（例えば「食」「ものづくり」「手仕事」「遺跡」「釣り」など）
- b. 前項に挙げるテーマについて12市町村内で継続的に取り組んでいる人材・団体（個

- 人、団体は問わない)が存在していること。(後述する「地域ナビゲーター」)
- c. 参加する部員にとって「偏愛」となり得るコンテンツであること。

(2) 協業するキーパーソンの選定

各テーマには 12 市町村内でそのテーマを軸に活動を行っている人材・団体を発掘し「地域ナビゲーター」として 1 名以上、またそのテーマに対して造詣の深い専門家人材を「顧問」として 1 名以上選定すること。(「地域ナビゲーター」および「顧問」を総称して以下「キーパーソン」という。) キーパーソンについては、それぞれ次に掲げる要件を満たすこととし、活動への指導・助言に係る適切な謝金の支払いを行うこと。なお、選定に当たっては、機構と十分に協議を行うこととする。

- a. 当事業の目的である、部活動を通じた関係人口のコミュニティ化に賛同していること。
- b. 「地域ナビゲーター」については、設定したテーマに対する 12 市町村内での活動実績または高い関心を有しており、そのテーマの継承や新たな価値創出に対して前向きであること。
- c. 「顧問」については、福島県外からの部員を募集するにあたり、十分な集客能力を有する実績や知名度のある人材であり、12 市町村を探索のフィールドとして、自身の取組の発展・深化を志していること。
- d. 前述の b.ならびに c.は互いの活動に敬意を持ち、活動に取り組む意思があること。

(3) 部活ごとの活動計画の策定および実施・運営管理

受託者は、キーパーソンらも含めた部員同士がテーマの探求を通じて良質な関係性を構築できるよう、キーパーソン両者と十分に協議の上、活動方法、場所などを具体的に想定した年間の活動計画を策定し、コンプライアンスや安全に配慮しつつ円滑な実施・運営管理を行う。

とりわけ、未成年者・児童なども参加する部活動の際には、十分な安全対策を講じること。

なお、各活動は次に掲げる要素を加味し、部活動の文脈を考慮した以下のような呼称を例に、部員が親しみやすい通称をつけ、機構と十分に協議を行った上で活動計画を立案する。

- a. 入部式：部活ごとに対面で実施（場所は問わないが、12 市町村内が望ましい）
- b. 遠征（フィールドワーク）：12 市町村内で 1 泊 2 日以上の日程でテーマに相応しい活動を年間 2 回以上実施
- c. デジタル部室：適切なデジタルツール（Facebook グループ等）を活用したオンラインでの情報交換の実施
- d. 練習試合：キーパーソン両者および部員が集まった対面での座学（開催場所は東京）
- e. 文化祭：全部活が一同に会した年間活動を終えた活動報告・共有の実施（開催場所は東京、12 市町村問わない）
- f. その他自主練：各部活においてテーマを深めることができる類似活動への参加など、

コミュニティ醸成のために必要な回数を設定

(4) 参加者の募集

受託者は、本事業への参加を通じて自身の偏愛的興味を深め、ともに知的好奇心を刺激し合う仲間づくりに賛同することで、12市町村に継続的に関わる「関係人口」となり得る市井の参加者を募集する。なお、部員の募集に際しては次の要件に従うこととする。

- a. 主に首都圏等在住者に向けて、東日本大震災・原子力災害から15年にあって復興に向けて邁進している12市町村を「課題の地」ではなく、「知的好奇心の探求の場」として再定義の上、発信する。
- b. 12市町村が、偏愛的趣味の「探求の最前線」であることをPRし、上記(2)で選定したキーパーソンや12市町村内の人々とともに活動できるメリット、およびプログラムの趣旨等を的確に伝えながら、本事業の参加者を募集する。
- c. 上記a.b.を踏まえた上で、事業の象徴となるロゴデザインを制作し、発信に活用する。
- d. 集客の手段に関してはSNSを活用した告知を必須とし、機構と協議の上、必要に応じてコンセプトや趣旨説明のためのイベント等を開催することも可とする。
- e. 「顧問」を経由した各テーマの偏愛層や、受託者が既に有しているコネクションや連携の実績も活かしながら、地方創生(とりわけ12市町村)やコミュニティ活動に関心の高い層に対しては直接的にアプローチし、参加者の募集を実施する。
- f. 12市町村内からの参加者については、各部で連携する「地域ナビゲーター」に集客業務の協力を要請することができる。なお、12市町村内の部員に関しての集客が難しい場合、福島県内とすることができる。

(5) 参加者の選定業務

受託者は上記(4)で募集した参加申込者を集約し、部員の選定を行い、各部活につき12市町村内(福島県内)と県外からそれぞれ10名程度、計20名程度の部員を選定する。ただし人数の解釈については、コミュニティとしての今後の新陳代謝を目的とし、デジタル部室や合同練習(座学)などのコミュニティ醸成イベントのみに参加した人数も次年度以降の部員の潜在層として、柔軟に考慮する。

また、機構が主催する他事業に参加経験のある人材を機構から部長として推薦する場合がある。

なお、参加者は、次の要件を満たすこととし、その選定に当たっては、機構と十分に協議を行うこととする。

- a. 地域との関わりに関心があり、前向きであること、受け身でなく主体的であること。
- b. 偏愛的な趣味を軸に、12市町村での活動の広がりを見出すことができること。
- c. 12市町村内の地域住民との関係性構築を望んでいること。

- d. 未成年者が参加する場合、保護者の同意があること。本人のみで移動・参加することが難しい児童などの場合、保護者が同伴して部活に参加できること。

(6) 部活動の活動状況に関する情報発信

本事業の参加者以外で偏愛テーマに関心の高い層の12市町村への関心を惹起させることを目的とし、潜在層に対するアプローチが可能なメディアやSNS等を活用した上で、本事業の実施状況(各部活の活動状況)に関する情報発信を行う。その際、部員の集客用に開設したSNSアカウントを活用する。なお、具体的な内容については、効果的な発信となるよう工夫するとともに事前に機構と協議を行うこととする。

(7) 本事業の結果の総括

受託者は、上記(1)～(6)の実施結果を整理した上で、「偏愛」や「12市町村」を“共通言語”としたコミュニティやネットワークの構築がもたらした参加者への影響や、このネットワークが参加者とキーパーソン等の双方にとってどのような力を持っているか、12市町村が参加者にとってどのような存在になっているかなどについて、アンケートを基に分析するとともに、本事業が12市町村の関係人口化へどのように・どの程度寄与しているか検証する。

(8) 事業報告

受託者は、上記(7)をとりまとめた後、可及的速やかに本事業に関する報告会を実施する。開催時期等は以下の通り。

ア 時期：本事業の業務が終了次第

イ 場所：福島県福島市栄町6-6 福島セントランドビル 会議室

※対面での実施を原則とする。感染症の蔓延やその他やむを得ない事情等によっては、オンライン開催も可能とする。

ウ 参加者：受託者及び機構

4. 進捗報告

(1) 定例報告

受託者は、定期的に機構と打合せを実施し、本事業の進捗を報告する。打合せの日程及び場所並びに方法は、双方協議の上決定するものとする。

(2) 随時報告

受託者は、定例報告の他、機構からの求めに応じて、本事業の進捗状況を別途報告する。

5. 業務内容に係る留意事項

- (1) 部活動の運営については、機構と十分に協議を行い、当該地域の現状を踏まえた進行に努める。

- (2) 年間計画に定めのない部員同士による自主的な集まりなど、SNS等のツールを使って可能な限りフォローを行う。その際、部員から活動の概要について報告させる。
- (3) 部活動への参加費用(部費)については機構と協議の上設定し、徴収することができるが、次の項目については委託費用の中で運営経費として負担する。
 - a. フィールドワーク等実施の際の保険料
 - b. 部活実施の際の活動拠点の会場使用料
- (4) 12市町村内での活動において、原則として各部員は現地集合・解散とするが、やむなく交通手段の手立てがない部員がいた場合は、委託費内でレンタカー等を手配の上、部員を同乗させる等、できる限り移動に関する協力を行う。
- (5) 本事業により構築したネットワークについては、委託期間中及び委託期間終了後に、機構が活用できるものとする。

6. 履行期間

契約締結の日から2027年3月31日(水)まで

7. 締結後の提出書類・納入物

- (1) 業務報告書(電子媒体)
- (2) その他機構が必要と認める書類

8. 委託業務の基本方針

- (1) すべての業務を実施するにあたり、機構と十分に協議すること。
- (2) 本事業と相乗効果の期待される既存の事業(機構のほか福島県、12市町村の自治体及びその他関係機関の実施する事業)と連携・調整を実施すること。
- (3) 機密の保持
受注者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (4) 第三者の権利侵害
本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら機構の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。この場合、機構は係る紛争等の事実を知った時には、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (5) 再委託の制限
受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ機構の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (6) 疑義に関する協議等

疑義が生じた場合は、その都度、機構と協議するものとする。その他、本仕様書に記載のない細部については、担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

以上